

一般社団法人よりそいネットワークぎふ
役員報酬等規程

平成 29 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人よりそいネットワークぎふ(以下「本法人」という。)の定款第 27 条の規定に基づき、役員報酬、役員賞与及び役員退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 1 役員とは、定款第 21 条に規定する理事及び監事をいう。
- 2 常勤の役員とは、本会を主たる勤務先とし、週 3 日以上本会の業務に従事する役員をいう。
- 3 役員報酬等とは、本会が役員に対して支給する、役員としての業務の対価をいう。

(役員報酬等の支給)

第 3 条 本会は、常勤の役員に対し、社員総会の決議により定められた総額の範囲内において、その職務内容、資格等を勘案して、報酬を支払う。

- 2 各理事の報酬については理事会決議により定める。
- 3 各監事の報酬については監事の協議の上、理事会決議により定める。
- 4 役員報酬を支給する役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当については、給与規程に定めるところによる。

(役員賞与等)

第 4 条 本会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(公表)

第 5 条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(準用)

第 6 条 役員報酬等の支払方法等については、理事会の決議を経て別に定める給与規程の定めるところによる。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、総会の議を経て行うものとする。

(委任)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。